寒川町事務分掌等に関する規則新旧対照表 現行 改正案 ~ 略 ~ ~ 略 ~ 第3条 前条に規定する課等の事務分掌 第3条 前条に規定する課等の事務分掌 は、次のとおりとする。 は、次のとおりとする。 ~ 略 ~ ~ 略 ~ 町民部 町民部 協働文化推進課 協働文化推進課 協働担当 協働担当  $(1) \sim (16)$  (略)  $(1) \sim (16)$  (略) 文化担当 文化担当  $(1) \sim (6)$  (略)  $(1) \sim (6)$  (略) (7) 人権啓発に関すること。 町民窓口課 町民窓口課 総合窓口担当 総合窓口担当  $(1) \sim (14)$  (略)  $(1) \sim (14)$  (略) 町民相談担当 町民相談担当  $(1) \sim (4)$  (略)  $(1) \sim (4)$  (略) (2) 広聴活動に関すること。 (2) 広聴活動に関すること。 (3) 相談事業の企画に関するこ (3) 相談事業の企画に関するこ と。 と。 (4) 行政相談委員に関すること。 (4) 行政相談委員に関すること。 (加える) (5) 人権啓発に関すること。 <u>(5)</u>∼<u>(11)</u> (略) (6)  $\sim$  (12) (略) 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行す